

2026.06.01 改訂

様

しみんふくし滋賀 材久さん
(介護予防小規模多機能型居宅介護)
(小規模多機能型居宅介護)

重要事項説明書

年 月 日

社会福祉法人 しみんふくし滋賀

介護予防小規模多機能型居宅介護事業所

小規模多機能型居宅介護事業所

しみんふくし滋賀材久さん 重要事項説明書

<2026 年 06 月現在>

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口および営業日等

電 話 番 号	0748-36-5427	F A X 番 号	0748-36-5428
営 業 日	365 日	サービス提供時間	24 時間
管 理 者	米本 千尋		
そ の 他	ご不明な点は、何でもお尋ねください		

2. 事業の目的と運営方針

事業目的	指定地域密着型サービスに該当する介護予防小規模多機能型居宅介護事業及び小規模多機能型居宅介護事業（以下、「事業」という）の適正な運営を確保するための人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員が要介護状態にある高齢者に対し、適切なサービスを提供することを目的とする。
運営方針	①当事業所において提供する事業は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の主旨及び内容に沿ったものとする。 ②利用者が住み慣れた地域での生活を維持することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせて、適切にサービスを提供する。 ③利用者一人ひとりの人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるようサービスを提供する。 ④事業の提供にあたっては、介護予防小規模多機能型居宅介護計画及び小規模多機能型居宅介護計画（以下、「介護等計画」という）に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要なサービスを提供する。 ⑤事業の提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者または家族に対し、サービスの提供等について、理解しやすいように説明を行う。 ⑥登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り電話連絡による見守りを行う等、登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供する。 ⑦利用者の要介護状態の軽減または悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行う。

3. 当事業所の概要

(1) 当事業所の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	しみんふくし滋賀 材久さん
所在地	〒523-0846 近江八幡市博労町上 1
介護保険指定事業所番号	2590400210
サービスの提供地域	近江八幡市

(2) 当事業所の従業員

▼ 管理者	1 名
▼ 介護支援専門員	1 名
▼ 看護師	1 名以上
▼ 介護職員	6 名以上 (※常勤換算方法による)

(3) 職員の勤務体制

職種	勤務体制
管理者	主な勤務時間帯 9:00-17:30
介護支援専門員	主な勤務時間帯 9:00-17:30
介護職員	主な勤務時間帯 8:30-17:00
	準夜間勤務時間帯 15:30-0:00
	深夜勤務時間帯 0:00-9:30
	その他利用者の状況に対応した勤務時間を設定します
看護職員	主な勤務時間帯 9:00-16:00
宿直	主な勤務時間帯 20:00-8:00

(4) 当事業所の利用定員

登録定員	25 名
通所介護（通い）定員	15 名
宿泊（お泊り）定員	8 名

(5) 当事業所の設備の概要

食堂	居間兼個室	個室	相談室	静養室
1 室	3 室	2 室	1 室	1 室
浴室（普通浴槽）	トイレ	コミュニティスペース		送迎車
2 室	3 か所	1 室		5 台

4. 当事業所の利用

(1) サービスの内容

①通所介護（通い）サービスの内容

曜日	時間帯	内容
月～日曜日	9時30分～ 15時45分	介護等計画に沿って、送迎、食事の提供、入浴、機能訓練、健康チェック、レクリエーション、その他必要な介護等を行います。

②訪問介護サービスの内容

曜日	時間帯	内容
月～日曜日	24時間	介護等計画に沿って、身体介護、生活援助、その他必要なサービスを行います。

③宿泊（お泊り）サービスの内容

曜日	時間帯	内容
月～日曜日	20時～ 翌日8時30分	介護等計画に沿って、送迎、食事の提供、入浴、その他必要なサービスを行います。

(2) 利用にあたって

- ①当事業所にご連絡ください。職員が事業について説明します。
- ②ご本人、ご家族のご希望に応じて当事業所の見学またはお試し利用ができます。
- ③サービス利用の際には、介護保険被保険者証を確認させていただきます。
- ④利用を希望される場合は、当事業所との契約を締結します。
- ⑤当事業所のケアマネージャーが、アセスメント（利用者等の状態や希望その他必要な情報をお尋ねします）を行い、介護等計画を作成し、利用者やご家族に同意を得ます。
- ⑥当事業所のケアマネージャーは、介護等計画の作成後も、サービスの実施状況および利用者の状態を把握し、利用者およびご家族にも配慮した上で、必要に応じて介護等計画の見直しを行ないます。
- ⑦利用者は、いつでも介護等計画の見直しを申し出ることができます。この場合、当事業所は利用者およびご家族の希望等を踏まえた上で、利用者に最適な介護等計画の見直しを行ないます。
- ⑧当事業所は、介護等計画を見直した場合は、利用者およびご家族にその内容を説明し同意を得た上で新たな介護等計画に基づきサービスを提供します。

(3) 利用の終了

①利用者の都合により終了する場合

利用者は事業者に対して、サービスの終了希望日の7日前までに通知することにより、このサービスを終了することができます。ただし、利用者の急な入院など、緊急やむを得ない場合はサービス終了希望日の7日以内の通知でもこのサービスを終了することができます。

②当事業所の都合により終了する場合

人員不足など、やむを得ない事情により、事業の提供を終了する場合、終了1ヶ月前までに書面で通知するとともに、地域の保健、福祉、他の小規模多機能型居宅介護事業者の紹介、その他必要な援助を行います。

③自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても自動的に終了いたします。

- ・ 利用者が介護保険施設に入所、医療保険施設への入院等をされた場合
- ・ 利用者の要介護認定区分が自立と認定された場合
- ・ 利用者が死亡した場合

④その他

- ・ 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者や家族などに対して、社会通念を逸脱する行為を行なった場合、または当事業所が解散命令を受けた場合や破産した場合、利用者は書面で契約解除を通知することによって即座に終了することができます。
- ・ 利用者が利用した事業の利用料等の支払を1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず2週間以内に支払われない場合、当事業所は契約解除を通知することによって即座に終了することができます。
- ・ 利用者やご家族等の行動がサービス従業者の生命や身体、健康及び財産に重要な影響を及ぼした場合、また、その恐れがあり、本契約を継続しがたい事由が生じた場合、当事業所は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
- ・ 利用者やご家族が当事業所やサービス従業者または他の利用者に対して、本契約を継続しがたいほどの不信行為（運営規程第二十一条）を行なった場合、当事業所は契約解除を通知することによって即座に終了することができます。

（４）利用にあたっての留意事項

①送迎時間の連絡

送迎時間が計画時間と大幅に異なる場合は事前に電話連絡を入れます。尚、交通事情により当日の送迎時間が計画時間とことなる場合がありますので、予めご了承ください。

②体調確認

お迎え時に職員が利用者およびご家族に確認いたします。体調不良等の理由で利用不可能と職員が判断した場合は、その日のご利用をお断りする場合があります。

③体調不良等によるサービスの中止・変更

- ・ できる限り利用日の前日の午後5時までにご連絡ください。
- ・ 当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合はサービス内容の変更または中止することがあります。その場合は、ご家族に連絡の上、適切に対応します。
- ・ 必要に応じて速やかに主治医または歯科医師に連絡を取る等、必要な措置を講じます。

④食事のキャンセル

当日、やむを得ない理由で食事をキャンセルされた場合は、食材料費は請求させていただきます。

⑤感染症、医療依存者への対応について

人工呼吸器を装着されている方、疥癬・MRSA等の疾病の方は利用をご遠慮いただいておりますので、予めご了承ください。

⑥施設内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により、破損等が生じた場合は弁償していただく場合があります。

⑦他の利用者の迷惑になる行為は差し控えてください。

⑧施設内での他の利用者に対する政治活動および宗教活動はご遠慮ください。

⑨従業者には利用者およびその家族から金銭及び物品等の贈与の受け取りを禁止しています。予めご了承ください。

⑩その他

- ・ 利用時、金品・貴重品等のご持参にならないでください。万一、紛失されましても責任は負いかねます。
- ・ 衣類等、持ち物には必ず名前を消えないように記入してください。
- ・ 利用当日の健康チェックや体調不良（血圧が高い、発熱など）の理由で、入浴不可と職員が判断した場合は、入浴を中止させていただくことがあります。
- ・ 利用者およびご家族は、サービスの利用にあたっては、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を職員に連絡し、心身の状態に応じた利用を心がけてください。
- ・ 当事業所は、ヘルパー実習生、教育実習生の受入れを行なっています。利用者へのご迷惑とならないよう対応しておりますので、予めご了承願います。

5. 利用料等

（１）サービスの基本利用料

- * サービスの利用料は法令の定める通りとします。
- * 提供されたサービスに対し、介護保険給付が支払われる場合は原則利用者の自己負担は1割、2割または3割となります。ただし、介護保険適用の場合でも保険料の滞納等により、介護給付金が直接事業者を支払わない場合があります。その場合は、一旦利用者から利用料の全額をお支払いいただき、サービス提供証明書を発行いたします。そのサービス提供証明書を利用者の保険者である市町の介護保険担当窓口へ提出されますと、審査後、差額の支払を受けることができます。

<2024.04.01 改定>

地域区分	近江八幡市 7級地	1単位あたり	10.17円
------	--------------	--------	--------

① 基本報酬

通いサービス、泊まりサービス（介護保険対象分）、訪問サービスのすべてを含んだ1ヶ月単位の包括費用となります。（尚、下記の料金に介護職員処遇改善加算単位数から算出された利用者負担額が加算されます）

<2024.04.01 改訂>

1ヶ月あたり (介護度)	単位数 (単位)	介護報酬額 (円)	利用者負担額（目安）(円)		
			1割	2割	3割
事業対象者 要支援1	3,450 単位	35,086 円	3,509 円	7,018 円	1,0526 円
要支援2	6,972 単位	70,905 円	7,091 円	14,181 円	21,272 円
要介護1	10,458 単位	106,357 円	10,636 円	21,272 円	31,908 円
要介護2	15,370 単位	156,312 円	15,632 円	31,263 円	46,894 円
要介護3	22,359 単位	227,391 円	22,740 円	45,479 円	68,218 円
要介護4	24,677 単位	250,965 円	25,097 円	50,193 円	75,290 円
要介護5	27,209 単位	276,715 円	27,672 円	55,343 円	83,015 円

※各種加算

1ヶ月あたり	単位数 (単位)	介護報酬額 (円)	利用者負担額（目安）(円)		
			1割	2割	3割
初回加算 (1日につき)	30 単位	305 円	31 円	61 円	92 円
認知症加算Ⅱ	890 単位	9,051 円	906 円	1,811 円	2,716 円
認知症介護加算Ⅳ	460 単位	4,678 円	468 円	936 円	1,404 円
若年性認知症利用者 受入加算 (介護)	800 単位	8,136 円	814 円	1,628 円	2,441 円
若年性認知症利用者 受入加算 (予防)	450 単位	4,576 円	458 円	916 円	1,373 円
訪問体制強化加算 (介護のみ)	1,000 単位	10,170 円	1,017 円	2,034 円	3,051 円
総合マネジメント 体制強化加算	1,200 単位	12,204 円	1,221 円	2,441 円	3,662 円
サービス提供体制 強化加算	640 単位	6,058 円	651 円	1,302 円	1,953 円
看護職員配置加算Ⅲ (介護のみ)	480 単位	4,881 円	489 円	977 円	1,465 円

生活機能向上連携加 算Ⅰ (対象月のみ)	100 単位	1,017 円	102 円	204 円	306 円
生活機能向上連携加 算Ⅱ (対象月から 3 ヶ月)	200 単位	2,034 円	204 円	407 円	611 円
口腔・栄養スクリー ニング加算 (6 ヶ月に 1 回)	20 単位	203 円	21 円	41 円	61 円

<2026.06.01 改定>

▼ 介護職員等処遇改善加算（Ⅰイ）

介護職員等処遇改善加算とは、介護職員等の確保に向けて介護職員等の賃金改善に充てることを目的に創設されたものであり、2024 年 5 月までの「介護職員等処遇改善加算」「介護職員等特定処遇加算」「介護職員等ベースアップ等支援加算」の 3 加算を一本化したものである。月間に利用された合計単位数の **1000 分の 171** に相当する単位数（17.1%加算）

② 介護保険適用外の利用料（全額自己負担）

・ 食事に係る費用

食費	朝食（円）	昼食（円）	夕食（円）
1 食あたり	500	650	650
おやつ代		100	

・ お泊りに係る費用

宿泊サービス（ホテルコスト）1 回あたり	3,000 円
----------------------	---------

・ その他費用

品目	単位	利用者負担額（円）
紙おむつ	1 枚	150
リハビリパンツ	1 枚	150
尿とりパット	1 枚	30
滅菌ガーゼ	1 枚	50
防水フィルム	1 枚	150
滅菌絆創膏	1 回	60

- ・ レクリエーション、教養娯楽等に係る費用（実費）は自己負担となります。
- ・ 事業所で洗濯を必要とした場合は 1 回 300 円をいただきます。
- ・ 通所介護（通い）、宿泊（お泊り）、訪問介護のサービス提供の中で、日常生活において

通常必要となるものに係る費用であって、利用者が負担することが適当と認められる費用は利用者負担となります。

- ・利用者およびご家族がサービス実施記録等の複写物の交付を希望される場合は、1枚につき10円をいただきます。

③ キャンセル料

利用者およびご家族の都合でサービスをキャンセルされる場合は、下記のキャンセル料をいただきます。

●通所介護（通い）サービスのご利用をキャンセルされた場合

ご利用日の前営業日の 午後5時までにご連絡をいただいた場合	キャンセル料なし
ご利用日の前営業日の 午後5時までにご連絡がなかった場合	昼食材料費 650 円

●宿泊（お泊り）サービスのご利用をキャンセルされた場合

ご利用日の当日の 正午までにご連絡をいただいた場合	キャンセル料なし
ご利用日の当日の 正午までにご連絡がなかった場合	夕食材料費 650 円および 朝食材料費 500 円の合計 1,150 円

6. 利用料等の支払

(1) 料金等の支払時期と支払方法については次の通りです。

支払時期	当事業所より利用者宛に、当月の利用料等の合計金額の請求書を翌月 20 日までに送付します。サービス利用月の翌月末までにお支払ください。
支払方法	下記のいずれかの口座に口座振替もしくは振込送金の方法でお支払ください。 なお、口座振替の場合は予め必要な手続きを済ませた後、サービス提供月の翌月 27 日に振替ます。(ただし、金融機関休業日の場合は、翌営業日となります) ・関西みらい銀行 野洲支店 普通預金 口座番号 2028702 口座名 社会福祉法人しみんふくし滋賀 理事長 成瀬 和子 ・滋賀銀行 野洲支店 普通預金 口座番号 864297 口座名 社会福祉法人 しみんふくし滋賀 理事長 成瀬 和子 ・ゆうちょ銀行 記号 14680 番号 23166971 口座名 社会福祉法人 しみんふくし滋賀
その他	利用料の支払について、支払期日から 2 ヶ月以上遅延し、更に支払の催告から 2 週間以内にお支払のない場合においては、サービスの提供を停止し、契約を解除した上で、未払い分をお支払いただきます。

7. 緊急時の対応

サービスの提供中に利用者の状態の急変などがあった場合、ご家族の緊急連絡先、利用者の主治医、または救急隊に連絡します。

8. 事故発生時の対応等

利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、利用者の保険者である市町および当該利用者の家族、その他関係機関等に対して連絡・報告等の必要な措置を講じます。

9. 非常災害時の対応

別途定める「消防計画」に則り、避難訓練を行ないます。

● 施設の防火設備

設備名称	有無	設備名称	有無
自動煙感知器	5ヶ所	消火器	3本
誘導灯	6ヶ所	ガス漏れ感知器	あり
非常照明灯	8ヶ所	携帯保安灯	5ヶ所
消火設備	スプリンクラー		

● 協力機関

医療機関	山本医院	近江八幡市新町3丁目6
	柴田医院	近江八幡市鷹飼町北1丁目8-6
協力施設	社会福祉法人サルビア会	近江八幡市牧町1885

10. 業務継続計画の策定に関する事項

業務継続計画策定	① 事業所は、感染症や非常災害の発生時においても、利用者に対する必要なサービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとします。 ② 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとします。
----------	--

11. 身体拘束の適正化

身体拘束適正化	① 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行いません。 ② 事業者は、身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。
---------	---

12. 感染対策に関する事項

感染対策	事業所において感染症の発生及びまん延しないように、次の措置を講じるものとします。 ① 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従事者への周知 ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備 ③ 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練の定期的な実施
------	--

13. 秘密保持と個人情報の保護

秘密保持	事業者および事業者の従業者であるものは、サービスを提供する上で知り得た利用者およびご家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、契約が終了した後も同様です。
個人情報の保護	事業者は、利用者から予め書面で同意を得ない限り、サービス担当会議・運営推進委員会などにおいて、利用者およびご家族の個人情報を用いません。また、事業者は利用者およびご家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良なる管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

14. 損害賠償

利用者に対して当事業所の責任において賠償すべきことが起こった場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

加入損害賠償責任保険	ビジサポ（統合賠償責任保険）
------------	----------------

15. 相談・苦情

（１）当事業所への相談・苦情窓口等

●小規模多機能型居宅介護に関するご相談・苦情等を賜ります。

しみんふくし滋賀 材久さん	
所在地	近江八幡市博労町上 1
相談時間	午前 9 時～午後 5 時
担当者	米本 千尋
連絡先	TEL0748-36-5427 FAX0748-36-5428

しみんふくし滋賀 本部事務局	
所在地	近江八幡市永原町上 12
相談時間	午前 9 時～午後 5 時
連絡先	TEL0748-31-3058 FAX0748-36-5078

(2) その他

- 利用者の保険者である市町および滋賀県国民健康保険団体連合会にも相談・苦情等を申し出ることができます。

保険者等	連絡先
近江八幡市介護保険課	TEL0748-33-3511
滋賀県国民健康保険団体連合会	TEL077-510-6605 FAX077-522-2628

16. 第三者評価の実施状況について

評価時期	評価機関	評価結果の開示状況
2 ヶ月に 1 回	運営推進会議に準ずる	近江八幡市ホームページにて掲載

17. 個人情報の利用目的について

当事業所は、小規模多機能型居宅介護サービスの提供を行うにあたり、その業務上知り得た、利用者およびご家族の個人情報を適正に取扱います。

●利用者およびご家族の個人情報とは

当事業所が保管する、利用者およびご家族に関するすべての情報と作成されたデータで、一定の情報によって識別される、または識別され得る個人情報を言います。

●個人情報は以下の目的で利用します

- 1 小規模多機能型居宅介護サービスの提供
- 2 利用者およびご家族への説明
- 3 他の医療機関等、介護事業者との連携
- 4 利用者の主治医への意見の照会
- 5 サービス提供体制の変更等の連絡および調整
- 6 チームケアにおける情報の共有
- 7 非常災害時、感染症まん延時（クラスター発生時）など、業務継続のため連携する他法人、行政、その他関係機関との情報の共有
- 8 訪問介護員養成講座等で行われる施設実習への協力
- 9 県、保険者、国保連合会からの照会への回答
- 10 県、保険者、国保連合会への照会
- 11 利用者の会計および経理事務
- 12 当法人での介護・公費負担等に関する事務
- 13 介護報酬の請求事務、審査支払機関へのレセプト提出
- 14 厚生労働省をはじめとする関係行政機関からの法令に基づく照会・届出・調査
- 15 第三者評価機関や他調査機関への情報提供
- 16 損害賠償保険等に係る保険会社等への相談または届出等
- 17 当事業所内で行う職員の教育および研修
- 18 当法人の企画のご案内やお誘い

- 19 運営推進会議においての協議内容等
- 20 その他利用者およびご家族の利益の害とならない行為

●個人情報の管理

当事業所に携わる従業者は、個人情報を安全に管理します。

●守秘義務

当事業所に携わる従業者は、業務上知り得た利用者およびご家族の個人情報、また関係情報を就労期間は元より退職後においても他に漏らしません。

18. 当法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人しみんふくし滋賀
代表者役職・氏名	理事長 成瀬 和子
所在地	近江八幡市永原町上 12
法人連絡先	TEL0748-31-3058 FAX0748-36-5078
E-mail	'shimin@mx.biwa.ne.jp
事業内容	①介護保険関係事業 居宅介護支援事業 訪問介護事業 福祉用具事業（貸与・販売） 小規模多機能型居宅介護事業 認知症対応型共同生活介護事業 認知症対応型通所介護事業 （地域密着型）通所介護事業 ②障害者自立支援事業（居宅介護・重度訪問介護） ③その他の事業 ホームヘルプサービス事業(保険適用外訪問介護) 保育事業 その他

19. その他

この重要事項説明書は大切に保管してください。

確 認 書

年 月 日

事業者は、事業について、本人に対し重要事項説明書に基づいて、重要な事項を説明しました。

事業所名 しみんふくし滋賀 材久さん
所在地 滋賀県近江八幡市博労町上 1
指定事業所番号 2590400210
指定市町 近江八幡市

事業者名 社会福祉法人しみんふくし滋賀
住 所 滋賀県近江八幡市永原町上 12

説明者 _____

私は、事業者から事業についての重要事項の説明を受け、重要事項説明書の交付を受けました。

本人住所 _____

本人氏名 _____

代理人住所 _____

代理人氏名 _____